

熊本県公報

第 1 1 3 5 5 号
平成 18 年 1 月 13 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

○都市計画法の事業計画変更(熊本公共下水道).....	(下水道課)	1
○指定居宅介護支援事業所の指定.....	(高齢者支援総室)	2
○道路の供用開始.....	(道路総務課)	2
○".....	(")	3
○指定居宅サービス事業所の指定(訪問看護).....	(高齢者支援総室)	3
○".....	(")	3
○".....	(")	3
○県庁舎で使用する電気.....	(管財課)	4
○指定居宅サービス事業所の指定.....	(高齢者支援総室)	4
○指定居宅サービス事業所の廃止.....	(")	4
○指定居宅介護支援事業所の廃止.....	(")	5
○身体障害者福祉法に規定する医師の指定.....	(障害者支援総室)	5
○身体障害者福祉法に規定する医療機関の指定.....	(")	5
○道路の供用開始.....	(道路総務課)	5
○結核予防法第36条の規定による医療機関の指定.....	(健康危機管理課)	5
○結核予防法第36条の規定による医療機関の辞退.....	(")	6
○生活保護法の規定による医療機関等の指定.....	(生活保護・援護課)	6
○生活保護法の規定による医療機関等の廃止.....	(")	7
○生活保護法の規定による医療機関等の辞退.....	(")	7
○生活保護法の規定による医療機関等の変更.....	(")	7
公 告		
○肥料登録事項変更届.....	(経営技術課)	7
○肥料登録有効期間更新.....	(")	8
○県営土地改良事業の工事完了.....	(農村計画課)	8
○土地改良区役員の住所変更.....	(")	8
○土地改良区役員の退任及び就任.....	(")	9
○土地改良区役員の退任.....	(")	10
○開発行為工事完了.....	(建築課)	10
○道路の位置指定.....	(")	10
○".....	(")	10
○".....	(")	10
○".....	(")	11
○".....	(")	11
○建設業法第29条の2の規定に基づく監督処分.....	(監理課)	11
○開発行為工事完了.....	(建築課)	12
○県庁舎で使用する電気.....	(管財課)	12
○地籍調査成果の認証.....	(農村整備課)	14
登 載 依 頼		
○平成17年度熊本県献血推進協議会の開催.....	(業務課)	14
正 誤		
○平成17年12月21日熊本県告示第1431号(土砂災害警戒区域等の指 定)中.....	(砂防課)	14

告 示

熊本県告示第14号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画変更を認可をしたので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。
平成18年1月13日

熊本県知事 潮谷義子

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画下水道事業熊本公共下水道 (熊本市公)

共下水道)

3 事業計画

(1) 収用の部分

平成15年12月5日熊本県告示第1152号の事業地のうち、戸島一丁目を削る。

(2) 使用の部分

昭和25年7月28日建設省告示第903号、昭和32年10月28日建設省告示第1346号、昭和38年8月16日建設省告示第2021号、昭和40年5月29日建設省告示第1406号、昭和44年3月31日建設省告示第1048号、昭和46年10月16日熊本県告示第891号、昭和47年9月2日熊本県告示第708号、昭和47年10月31日熊本県告示第860号、昭和48年12月11日熊本県告示第974号、昭和50年3月29日熊本県告示第280号、昭和50年12月9日熊本県告示第1031号、昭和51年8月21日熊本県告示第767号、昭和53年3月31日熊本県告示第308号の8、昭和54年2月17日熊本県告示第132号、昭和54年5月29日熊本県告示第429号、昭和56年9月19日熊本県告示第846号、昭和57年1月19日熊本県告示第54号、昭和57年8月12日熊本県告示第854号、昭和59年3月22日熊本県告示第254号、昭和61年8月26日熊本県告示第644号、昭和63年3月1日熊本県告示第185号、平成元年3月24日熊本県告示第254号、平成3年1月30日熊本県告示第85号、平成4年8月14日熊本県告示第596号、平成4年12月18日熊本県告示第942号、平成5年4月9日熊本県告示第330号、平成6年9月21日熊本県告示第735号、平成6年12月28日熊本県告示第1043号、平成9年3月7日熊本県告示第145号、平成10年11月30日熊本県告示第761号、平成13年2月14日熊本県告示第112号、平成13年4月9日熊本県告示第315号、平成15年3月24日熊本県告示第290号及び平成15年12月5日熊本県告示第1152号の事業地のうち、戸島町字正玄塚、石原一丁目、石原二丁目、石原三丁目、小山一丁目、小山二丁目、小山三丁目、小山四丁目、小山五丁目、小山六丁目、小山七丁目、神園一丁目、神園二丁目、長嶺東九丁目、画図東一丁目、画図東二丁目、江津三丁目、江津四丁目、下江津一丁目、下江津二丁目、下江津三丁目、下江津四丁目、下江津五丁目、下江津六丁目、下江津七丁目及び下江津八丁目を加え、石原町字瀬々井、字東原、字居屋敷、字海廻、弓削町字南原、小山町字坂ノ前、字下井川、字中山居屋敷、字尾ノ上、字上黒追、字中黒追、字下黒追、字長嶺境、字山ノ上、字中野、字弥兵衛木戸、字馬場前、字東上ノ前、字西上ノ前、字宮ノ本、字松ノ本、字巽窪、中江町字下中江、字居屋敷、画図町大字上無田字園田、字鳥ヶ江、大字下江津字土穴、字北十九、南十九、字野中、字割合、字四反田、字前田、字屋敷園、字紀井分、字池田、字三反田を削り、石原町、上南部町、長嶺町、小山町、平山町、中江町、江津一丁目及び江津二丁目地内において事業地を変更する。

4 事業施行期間

昭和32年4月1日から平成24年3月31日まで

熊本県告示第15号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成18年1月13日

熊本県知事 潮谷 義子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
介護福祉支援センターいずなん 熊本市出水六丁目26番72-2号	有限会社才藤事務所	平成18年1月1日

熊本県告示第16号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成18年1月13日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成18年1月13日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	中河間多良木線	球磨郡多良木町大字久米字石上野 1560番2地先から 同字 1560番2地先まで	220.0	緊道整

一般県道	相良人吉線	球磨郡相良村大字四浦西字白鳥 1012番1地先から 同大字 字宇宮久保 1083番2地先まで	466.0	単道改
------	-------	---	-------	-----

2 供用開始する期日 平成18年1月13日

熊本県告示第17号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成18年1月13日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成18年1月13日

熊本県知事 潮谷義子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	横野矢部線	上益城郡山都町三ヶ字金福寺 203番1地先から 同町三ヶ字滝下 16番1地先まで	150.0	単道改

2 供用開始する期日 平成18年1月14日

熊本県告示第18号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成18年1月13日

熊本県知事 潮谷義子

【訪問看護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
株式会社コムスン訪問看護ステーション熊本帯山 熊本市帯山六丁目3番37号	株式会社コムスン	平成18年1月1日

熊本県告示第19号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成18年1月13日

熊本県知事 潮谷義子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスかすみえん 菊池市西合志町御代志1990番地	株式会社加寿美苑	平成18年1月1日

熊本県告示第20号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成18年1月13日

熊本県知事 潮谷義子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
玉名市社協ふれあいルーム岱明 玉名市岱明町中土1022番地	社会福祉法人玉名市社会福祉協議会	平成17年12月28日

熊本県告示第21号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成18年1月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 調達物品及び予定数量
熊本県庁舎で使用する電気 12,342,000 キロワットアワー
- 2 使用期間
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
- 3 入札参加資格
物品の購入契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査要領(昭和39年熊本県告示第386号。以下「要領」という。)に基づく審査を受け、入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、4に掲げるところにより、要領による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 4 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
3に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要領に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、4の(2)の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班(県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成18年1月13日(金)から平成18年2月15日(水)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成19年9月30日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要領に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成19年7月1日から平成19年7月31日まで行う。

熊本県告示第22号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成18年1月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ひかわヘルプサービスセンター 八代郡氷川町野津977番地	特定非営利活動法人相愛 合の会	平成18年1月4日

熊本県告示第23号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により指定居宅サービス事業所の廃止の届出があった。

平成18年1月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃止年月日
有限会社司観光 在宅介護部 熊本市近見八丁目8番89号	有限会社司観光	平成17年11月30日

熊本県告示第 24 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により指定居宅介護支援事業所の廃止の届出があった。

平成18年1月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃止年月日
聖ヶ塔居宅介護支援事業所 熊本市碓川町 1236-2	医療法人財団聖十字会	平成17年10月31日

熊本県告示第 25 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成18年1月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

診療科目	医師氏名	指定年月日	医療機関及びその所在地
神経内科	中島 誠	平成17年12月27日	独立行政法人労働者健康福祉機構熊本労災病院 八代市竹原町 1670 番地
眼科	矢野 豪	平成17年12月27日	荒尾市民病院 荒尾市荒尾 2600 番地
循環器科	坂本 知浩	平成17年10月1日	健康保険八代総合病院 八代市松江城町 2 番 26 号

熊本県告示第 26 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第19条の2第1項に規定する医療機関を次のとおり指定した。

平成18年1月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

医療機関名	所在地	担当すべき医療の種類	指定年月日
有限会社谷川薬局	水俣市浜町二丁目 4 番 21 号	調剤	平成17年12月27日

熊本県告示第 27 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成18年1月13日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成18年1月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本高森線	上益城郡益城町大字杉堂 1497 番 地先から 同大字 1505 番 3 地先まで	172.9	緊道整
一般県道	河内矢部線	上益城郡山都町井無田字轟木 1175 番 16 地先から 同字 1175 番 7 地先まで	170.0	〃

2 供用開始する期日 平成18年1月13日

熊本県告示第 28 号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、医療機関を次のとおり

り指定した。

平成18年1月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

指定

指令 番号	所 在 地	名 称	開 設 者		指定年月日
			住 所	氏 名	
35	人吉市上青井町167	高階誠心堂 出町調剤薬局	人吉市上青井町167	有限会社 JAM	平成17年11月8日
36	上益城郡甲佐町大字岩下68番地13	有限会社 甲佐オレンジ薬局	上益城郡甲佐町大字岩下68番地13	有限会社 甲佐オレンジ薬局	平成17年11月22日
37	上益城郡嘉島町大字上島字長池2232	ジャスコ クレア熊本店薬局	福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号	イオン九州株式会社	平成17年12月2日
38	上益城郡益城町宮園717-3	村田歯科医院	上益城郡益城町宮園717-3	医療法人綾会	平成17年12月5日
39	菊池郡菊陽町原水1156-2	医療法人社団吉本会よしもと小児科	菊池郡菊陽町原水1156-2	医療法人社団吉本会	平成17年12月1日

熊本県告示第29号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、次の医療機関は、その指定を辞退した。

平成18年1月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

辞退

所 在 地	名 称	開 設 者		辞退年月日
		住 所	氏 名	
菊池郡菊陽町原水1261	よしもと小児科	熊本市月出五丁目4-87	吉本 寿美	平成17年11月30日

熊本県告示第30号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関等を次のように指定した。

平成18年1月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
6040078	本田医院	本田 賀裕	水俣市浜町3-3	平成17年10月1日
6600012	甲佐眼科クリニック	医療法人邦仁会	上益城郡甲佐町岩下68-13	平成17年11月1日
6010226	八代市立椎原診療所	八代市	八代市泉町椎原3-16	平成17年8月1日
6010227	八代市立下岳診療所	八代市	八代市泉町下岳1562-1	平成17年8月1日

〔歯科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
6414018	F. デンタルクリニック	畦元 文人	菊池郡菊陽町津久礼中迎原3270-2	平成17年11月1日
6014082	八代市立泉歯科診療所	八代市	八代市泉町柿迫3188-2	平成17年8月1日

〔薬局〕

指定番号	薬局名称	開設者	薬局所在地	指定年月日
0000980	栄町薬局	有限会社岡山薬局	菊池市隈府南田 775-5	平成 17 年 11 月 1 日
0000981	有限会社甲佐オレンジ薬局	有限会社甲佐オレンジ薬局	上益城郡甲佐町岩下 68-13	平成 17 年 11 月 1 日

熊本県告示第 31 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条の規定により、次の医療機関から廃止の届出があった。

平成 18 年 1 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

医療機関名称	開設者	医療機関所在地	廃止年月日
西村医院	西村 亮三	八代市迎町二丁目 9-20	平成 17 年 8 月 4 日
本田医院	本田 賀裕	水俣市浜町 3-6-21	平成 17 年 10 月 1 日
中山外科医院	中山 要	本渡市大浜町 3-18	平成 17 年 10 月 19 日
泉村椎原診療所	泉村	八代郡泉村大字椎原 3 番地 16	平成 17 年 8 月 1 日
泉村下岳診療所	泉村	八代郡泉村下岳 1562-1	平成 17 年 8 月 1 日

〔歯科〕

医療機関名称	開設者	医療機関所在地	廃止年月日
泉村歯科診療所	泉村	八代郡泉村大字柿迫 3188-2	平成 17 年 8 月 1 日

熊本県告示第 32 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 15 条の規定により、次の医療機関から辞退の届出があった。

平成 18 年 1 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

医療機関名称	開設者	医療機関所在地	廃止年月日
ゆたか医院	穂月 清勝	八代市田中東町 13-1	平成 18 年 1 月 1 日

熊本県告示第 33 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条の規定により、次の指定医療機関等から変更の届出があった。

平成 18 年 1 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

医療機関名称	開設者	変 更 事 項		変更年月日
		旧	新	
温新堂薬局菊陽店	有限会社温新堂	所 在 地		平成 17 年 4 月 16 日
		菊池郡菊陽町原水1262番地1	菊池郡菊陽町原水1156番地17	

公 告

熊本県公告第 11 号

肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、次の肥料の登録事項の届出があったので、同法第 16 条第 2 項の規定に基づき公告します。

平成 18 年 1 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	生産業者の氏名又は名称及び住所	変更した事項	変更した年月日
熊本県肥第1366号	乾血及びその粉末	発酵血粉	株式会社熊本畜産流通センター	住所 (新) 熊本県菊池市七城町林原9番地 (旧) 熊本県菊池郡七城町大字林原9番地	平成17年 12月28日

熊本県公告第12号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告します。

平成18年1月13日

熊本県知事 潮谷 義子

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	更新した年月日
熊本県肥第1377号	副産植物質肥料	発酵副産肥料1号	窒素全量 ：1.0 加里全量 ：11.0	該当なし	チッソ株式会社 大阪府大阪市北区中之島三丁目6番32号	平成18年 1月9日
熊本県肥第1366号	乾血及びその粉末	発酵血粉	窒素全量 ：11.0	普通肥料の公定規格中乾血及びその粉末の「その他の制限事項」とおり。	株式会社熊本畜産流通センター 熊本県菊池市七城町林原9番地	平成18年 1月9日

熊本県公告第13号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成18年1月13日

熊本県知事 潮谷 義子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	甲申川	平成9年10月28日	平成16年3月26日	熊本県
農業用排水施設	玉名	平成9年10月28日	平成13年3月26日	熊本県
農業用排水施設	浦川	平成5年9月20日	平成12年3月16日	熊本県
農業用排水施設	菰屋	平成7年8月10日	平成12年3月16日	熊本県
農業用排水施設、農業用道路	明丑	平成6年1月25日	平成16年3月31日	熊本県

熊本県公告第14号

玉名市天水町土地改良区の役員の住所を次の通り変更した旨の届出があった。

平成18年1月13日

熊本県知事 潮谷 義子

役職	氏名	新住所	旧住所
理事	吉田 勝也	玉名市天水町小天 8304 番地	玉名郡天水町大字小天 8304 番地
"	斉藤 信明	玉名市天水町尾田 1714 番地 2	玉名郡天水町大字尾田 1714 番地 2
"	谷口 東洋司	玉名市天水町尾田 671 番地	玉名郡天水町大字尾田 671 番地
"	谷口 秀範	玉名市天水町野部田 931 番地	玉名郡天水町大字野部田 931 番地
"	塚本 孝也	玉名市天水町部田見 933 番地 2	玉名郡天水町大字部田見 933 番地 2
"	安田 典司	玉名市天水町部田見 529 番地	玉名郡天水町大字部田見 529 番地
"	横田 和正	玉名市天水町部田見 1413 番地 2	玉名郡天水町大字部田見 1413 番地 2
"	小山 良一	玉名市天水町部田見 2007 番地	玉名郡天水町大字部田見 2007 番地
"	下田 忠司	玉名市天水町小天 1165 番地	玉名郡天水町大字小天 1165 番地

理事	石 本 和 成	玉名市天水町小天 4012 番地	玉名郡天水町大字小天 4012 番地
"	山 本 弘 憲	玉名市天水町立花 1632 番地	玉名郡天水町大字立花 1632 番地
"	坂 井 司	玉名市天水町小天 6693 番地	玉名郡天水町大字小天 6693 番地
"	坂 本 義 輝	玉名市天水町小天 5683 番地	玉名郡天水町大字小天 5683 番地
"	池 田 憲 治	玉名市天水町小天 7353 番地 4	玉名郡天水町大字小天 7353 番地 4
"	上 村 忠 孝	玉名市天水町小天 703 番地	玉名郡天水町大字小天 703 番地
"	上 野 勝 弘	玉名市天水町小天 8289 番地	玉名郡天水町大字小天 8289 番地
"	亀 丸 国 昭	玉名市天水町竹崎 378 番地	玉名郡天水町大字竹崎 378 番地
"	徳 永 敬 一	玉名市天水町竹崎 462 番地	玉名郡天水町大字竹崎 462 番地
"	堀 田 正 憲	玉名市天水町小天 3995 番地	玉名郡天水町大字小天 3995 番地
"	上 森 陽 一	玉名市天水町小天 2531 番地 1	玉名郡天水町大字小天 2531 番地 1
監事	米 野 説 雄	玉名市天水町立花 692 番地	玉名郡天水町大字立花 692 番地
"	田 尻 勝 寛	玉名市天水町小天 3845 番地	玉名郡天水町大字小天 3845 番地
"	木 下 勝 也	玉名市天水町小天 3935 番地	玉名郡天水町大字小天 3935 番地

熊本県公告第 15 号

菊池郡合志町合志町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。
平成 18 年 1 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	惠 濃 一 敏	菊池郡合志町大字福原 954
"	坂 田 豊 房	菊池郡合志町大字福原 2269
"	右 田 啓 治	菊池郡合志町大字竹迫 1855
"	松 永 敏 次	菊池郡合志町大字竹迫 15
"	野 田 誠 昭	菊池郡合志町大字幾久富 1365
"	橋 本 健 児	菊池郡合志町大字幾久富 1127
"	吉 住 繁 寛	菊池郡合志町大字豊岡 2402-12-2
"	大久保 英 紘	菊池郡合志町大字豊岡 205
"	上 島 英 児	菊池郡合志町大字上庄 173
"	西 田 壽 美 雄	菊池郡合志町大字上庄 2129-5
"	村 上 義 治	菊池郡合志町大字栄 1290
"	坂 本 勝 博	菊池郡合志町大字栄 3377
"	秋 吉 不 二 雄	菊池郡合志町大字栄 2295-119
監事	渡 邊 昭 徳	菊池郡合志町大字福原 2591
"	野 田 泰 行	菊池郡合志町大字幾久富 1360
"	塚 本 健 二	菊池郡合志町大字栄 1246-1
就任		
理事	西 島 健 二	菊池郡合志町大字福原 1077
"	江 藤 政 晴	菊池郡合志町大字福原 2682-2
"	岡 田 正 孝	菊池郡合志町大字竹迫 1931
"	坂 本 重 一	菊池郡合志町大字幾久富 5
"	中 嶋 鐵 夫	菊池郡合志町大字幾久富 914
"	松 井 良 二	菊池郡合志町大字幾久富 1319
"	福 嶋 良	菊池郡合志町大字豊岡 143
"	吉 住 繁 寛	菊池郡合志町大字豊岡 2402-12-2
"	木 永 健 治	菊池郡合志町大字上庄 1489
"	上 野 俊 也	菊池郡合志町大字上庄 1372
"	林 一 義	菊池郡合志町大字栄 321

理事	村 上 桂 祐	菊池郡合志町大字栄 2961
”	秋 吉 不二雄	菊池郡合志町大字栄 2295-119
監事	渡 邊 末 信	菊池郡合志町大字竹迫 1852
”	狩 野 義 雄	菊池郡合志町大字豊岡 459
”	上 島 英 児	菊池郡合志町大字上庄 173

熊本県公告第16号

阿蘇市阿蘇土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があった。

平成18年1月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	杉 田 國 興	阿蘇市狩尾 344
監事	家 入 勝 吉	阿蘇市西町 921

熊本県公告第17号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成18年1月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡合志町大字幾久富字下沖野 1866 番 13 及び同 1866 番 14
1,877.47 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市南熊本三丁目 11 番 5 号
有限会社ユーン開発

熊本県公告第18号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成18年1月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 菊池郡西合志町大字須屋 762 番地
- 2 築造者の氏名 井上ミツ
- 3 道路の位置 菊池郡西合志町大字須屋字榎山 1323 番 3、同 1324 番 2 及び同 1327 番 2
- 4 道路の幅員 4.00 メートルから 6.35 メートルまで
- 5 道路の延長 24.15 メートル
- 6 指定年月日 平成17年12月20日
- 7 指定番号 菊池景建第58号

熊本県公告第19号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成18年1月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 宇城市松橋町久具 2346 番地
- 2 築造者の氏名 森田奉文
- 3 道路の位置 宇城市松橋町久具字大水口 131 番 1、同 132 番 3
- 4 道路の幅員 6.00 メートル
- 5 道路の延長 49.60 メートル
- 6 指定年月日 平成17年12月20日
- 7 指定番号 宇城景建第43号

熊本県公告第20号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成18年1月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 玉名市滑石 2542 番地 1

- 2 築造者の氏名 株式会社耘野商会
- 3 道路の位置 玉名市岱明町浜田字東磯 535 番 3
- 4 道路の幅員 4.20 メートル
- 5 道路の延長 34.70 メートル
- 6 指定年月日 平成 17 年 12 月 21 日
- 7 指定番号 玉名景建第 56 号

熊本県公告第 21 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 18 年 1 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 鹿本郡植木町大字岩野 958
- 2 築造者の氏名 福島光男
- 3 道路の位置 鹿本郡植木町大字岩野字相田 958 番 4
- 4 道路の幅員 4.00 メートル
- 5 道路の延長 20.20 メートル
- 6 指定年月日 平成 17 年 12 月 20 日
- 7 指定番号 鹿本企調第 29 号

熊本県公告第 22 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 18 年 1 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 鹿本郡植木町大字投刀塚 455
- 2 築造者の氏名 松嶋敏光
- 3 道路の位置 鹿本郡植木町大字滴水字長浦原 313 番 5
- 4 道路の幅員 5.00 メートル
- 5 道路の延長 25.00 メートル
- 6 指定年月日 平成 17 年 12 月 21 日
- 7 指定番号 鹿本企調第 30 号

熊本県公告第 23 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 29 条の 2 第 1 項の規定に基づく処分を行ったので、同法第 29 条の 5 第 1 項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成 18 年 1 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 処分をした年月日
平成 18 年 1 月 4 日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
 - (1) 有限会社大創ホーム
熊本市戸島町 4092
代表取締役 北島 義一良
熊本県知事許可（般-13）第 00728 号
 - (2) 頓田建設
熊本市中島町 1142
代表者 頓田 勝則
熊本県知事許可（般-14）第 01729 号
 - (3) 有限会社和建設工業
熊本市沼山津 1-14-24
代表取締役 清水 和幸
熊本県知事許可（般-13）第 08618 号
 - (4) 有限会社南生建設
熊本市高平 2-477
代表取締役 中尾 哲也
熊本県知事許可（般-13）第 12938 号
 - (5) 槌田工務店
熊本市銭塘町 3912-2
代表者 槌田 悟
熊本県知事許可（般-14）第 13282 号
- 3 処分の内容
建設業法第 29 条の 2 第 1 項の規定に基づく許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
上記業者については、営業所又は建設業者の所在を確知できず、その旨を平成 17 年 11

月25日付けで公告したが、その公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がなかった。

このことが、建設業法第29条の2第1項の規定に該当すると認められる。

熊本県公告第24号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成18年1月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
（一工区）
菊池郡菊陽町大字久保田字役給133番2及び同133番3
307.99平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池郡菊陽町大字久保田133番地
宗教法人浄光寺

熊本県公告第25号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年1月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 調達物品及び予定数量
熊本県庁舎で使用する電気 12,342,000キロワットアワー
 - (2) 使用期間
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
 - (3) 使用場所
熊本県庁舎
 - (4) 契約の種類
単価契約
 - (5) 入札方法
 - ア 入札金額は、使用期間における電気料金総額とする。
 - イ 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 物品の購入契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査要領（昭和39年熊本県告示第386号）に基づく審査を受け、入札参加資格を有すると決定された者であること。
 - (2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者、又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者。
なお、特定規模電気事業者は、特定規模電気事業者としての届出書の写しを4の（2）のアの期間中に、3に記載の場所に提出し、確認を受けること。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (5) 4の（3）のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 契約条項を示す場所
熊本県総務部管財課施設係（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2089
- 4 入札手続等
 - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
3に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
 - ア 交付期間

- 平成18年1月13日（金）から平成18年2月28日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
- イ 交付場所
3に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時
平成18年3月1日（水）午前11時
- イ 場所
熊本県庁行政棟本館13階管財課分室
- (4) 入札書の提出方法
4の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、3に記載の場所に平成18年2月28日（火）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 5 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札保証金は、免除する。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 記名押印を欠く入札
- エ 金額を訂正した入札
- オ カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ク 2以上の意思表示をした入札
- ケ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- コ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否
要
- イ 契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から7日以内とする。
- ※上記契約締結期限にかかわらず、契約締結事務は早期に完了するよう努めるものとする。
- (7) 契約保証金
契約保証金は、免除する。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。
- (9) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 6 Summary
- (1) Nature and quantity of products to be purchased:
Electricity about 12,342,000kwh to be used in Main and New buildings of the Kumamoto Prefectural Government Office
- (2) The term of a contract
From 1 April,2006 to 31 March,2007
- (3) Date and place of tender
March 1 2006,11A.m.
Common Detached room of Property Mnagement Division,Prefectural Office of Kumamoto
- (4) Deadline for submitting tender by mail
February 28 2006
- (5) Language and currency to be used for tender
Japanese language and currency only
- (6) Name of the department concerned for this contract
Administration of property,
Secretariat,Prefectural Office of Kumamoto 6 - 18 - 1 Suizenji,Kumamoto city.
〒 862 - 8570 Telephone 096 - 333 - 2089

熊本県公告第26号

八代市ほか3市町村における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

平成18年1月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認 証 年 月 日
八代市	平成14年度から 平成17年度まで	坂本町鮎尾ほの一部	地籍図・ 地籍簿	平成18年1月5日
上天草市	平成16年度から 平成17年度まで	大矢野町登立の一部		
産山村	平成16年度から 平成17年度まで	大字産山の一部		
産山村	平成15年度から 平成17年度まで	大字大利の一部		
西原村	平成16年度から 平成17年度まで	大字河原の一部		

登 載 依 頼

熊本県献血推進協議会公告第2号

平成17年度熊本県献血推進協議会の会議を次のとおり開催する。

平成18年1月13日

熊本県献血推進協議会
会長 潮 谷 義 子

- 1 開催日時
平成18年2月8日（水）
午後2時から3時30分まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺公園28番51号
熊本テルサ 2階 りんどう・つばきの間
- 3 議題
 - (1) 協議事項
平成18年度熊本県献血推進計画（案）について
 - (2) 報告事項
 - ① 輸血用血液の確保対策について
 - ② 血液事業を巡る最近の動向について
 - ③ 血液不足等緊急事態における危機管理対応要項について
 - ④ 血液使用適正化について
 - ⑤ その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において協議会の会長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県献血推進協議会事務局（熊本県健康福祉部薬務課薬事班）
（電話 096-383-1111 内戦 7165）

正 誤

平成17年12月21日熊本県告示第1431号（土砂災害警戒区域等の指定）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
12	14	馬淵川 (205-2-026)	黒淵川 (205-2-026)

